

令和9年度概算要求事業 評価方法 (別添)

カテゴリー：(1) 安全・基盤事業、(2) 機能強化事業、(3) 共創環境強化事業
 個別評価項目：1. 安全安心な教育環境基盤の整備、2. 機能強化等への対応、
 3. カーボンニュートラルに向けた取組、4. 施設マネジメント
 全体評価項目：1. 多様な財源による整備状況、2. 適正な事業執行、
 3. 施設に係る法令等の遵守

	(1) 安全・基盤事業	(2) 機能強化事業	(3) 共創環境強化事業
対象事業	○建物施設の改修事業のうち、大幅なレイアウトの変更を伴わないなど、施設・設備の耐災害性の強化(老朽改善)を主たる目的とした事業 ○基幹・環境整備 など	○新增築、改築事業 ○建物施設の改修事業のうち、耐災害性の強化(老朽改善)と併せ、教育研究の高度化、地域・ 地方自治体 産業界等との共創など大学を主体とした「活動」に伴う建物施設の機能強化を図るもの ○病院の再生整備	○地域・産業界との共創拠点を整備する事業
評価項目・配点			
1. 安全安心な教育研究環境基盤の整備 経年状況	4点 ×1.5 1点	4点 0.5点	4点 ×1.5 1点
2. 機能強化等への対応 社会との連携強化等	—	4点 0.5点	—
3. カーボンニュートラルに向けた取組	—	(外点1点)	—
4. 施設マネジメント(事業計画の適正性)	4点 ×1.5	4点	4点 ×1.5
満点の合計	1312点	1312点	1312点

I
個別評価

II
全体評価

以下の項目に、1つでも×がある場合、個別評価の点数より1点減点

- 多様な財源による整備状況 【○、×】
- 適正な事業執行 【○、×】
- 施設に係る法令等の遵守 【○、×】

総合評価	I 個別評価 と II 全体評価 の合計点 [1312点満点]
S※	11点以上
A	9点以上
B	7点以上
C	7点未満

総合評価

※ 合計点がSとなる場合でも、Iの個別評価の評価項目(3は除く)の中にcが含まれるときは、総合評価はAとする。

※ 長寿命化促進事業については、上記枠組みとは別に、評価は別途実施。

「I 個別評価」の考え方

1. 安全安心な教育研究環境基盤の整備 [4点+加点※1]

a評価 (4点) b評価 (2点) c評価 (0点)

[評価の視点] 耐震性能、経年状況※1、事故歴等※2による (新增築の評価は4と連動)

※1 建築後(大規模改修を実施している場合は大規模改修後)45年以上で加点
(安全・基盤事業及び共創環境強化事業:1点、機能強化事業:0.5点)

注 評価の対象とはしないが、組織全体の性能維持改修への取組状況を確認する。

2. 機能強化等への対応 [4点+加点※3※2]

a評価 (4点) b+評価 (3点) b評価 (2点) c評価 (0点)

①必要性・緊急性等 [a,b,c (3段階評価)]

②社会等との関係持続発展性等※2 [a,b,c (3段階評価)]

※2 施設整備により社会との連携強化や社会課題の解決が見込まれる場合加点(機能強化事業:0.5点)

[評価の視点] → 後掲 (3頁以降)

全てa	aとb	全てb	左記以外 (cを有する)
-----	-----	-----	-----------------

3. カーボンニュートラルに向けた取組 [(外数1点)]

a評価 (1点) - (0点)

カーボンニュートラルに先導的に取り組んでいると評価される法人について、『ZEB』、Nearly ZEBで求められている省エネ・創エネ基準の達成が見込まれる新增築、改築及び改修事業を実施しようとする場合に、評価の外数として1点を加点する。

[評価の視点]

- カーボンニュートラルの実現に向けた全学的方針
- カーボンニュートラルの実現に向けたロードマップ
- キャンパス内における施設のZEB化計画
- カーボンニュートラルの実現に向けた自己財源等の投入計画
- カーボンニュートラルの取組による地域社会への貢献状況・波及効果の検証

[留意事項等]

- カーボンニュートラルの実現に向けた定量的な目標については、政府目標(地球温暖化対策計画、政府実行計画等)を上回ること
- 施設のZEB化に当たり、PPAの活用など、コスト削減に積極的に取り組んでいること
- 積雪寒冷地における太陽光発電の最大効率化など、施設のZEB化に向けた先導的な手法の導入に積極的に取り組んでいること

○先導モデル法人(過年度に選定された法人を含む)について、本概算要求とは別途、カーボンニュートラルの実現に向けた先導的な取組の進捗状況をフォローアップする。

4. 施設マネジメント [4点]

a評価 (4点) b+評価 (3点) b評価 (2点) c評価 (1点)

事業計画の適正性

①事業規模等 [a,b,c (3段階評価)]

②事業費用 [a,b,c (3段階評価)]

③多様な財源の確度、事業目的等

[共創環境強化事業のみ] ※条件を満たさない場合は評価対象外

[評価の視点]

【①事業規模等】

- 機能性・安全性の観点から、改修等の必要性が高い施設/基幹設備を対象としているか。
- 改築の場合、取壊し予定の**建物施設**が、改修では機能性・安全性の確保が困難な事情を有しているか。
- 増築等の場合、狭隘化の状況のみならず、**大学経営的な判断、取組(財源見通し)が反映されているか。**を含め、**教育研究活動に対し適正な事業規模か。**

【②事業費用】

- 事業規模当たりの費用が過大でないか。

【③多様な財源の確度、事業目的等】

- 多様な財源で必要な経費を確保できる見通しがあるか、**建物施設**の使用目的が国費を投入する事業として適切か。

全てa	aとb	全てb	左記以外 (cを有する)
-----	-----	-----	-----------------

「I 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

◆「機能強化等への対応」(4.54点満点) 評価の仕組み

- 本項目では、①必要性・緊急性等、②社会等との関係持続発展性等の観点で各3段階の【観点別評価】を行い、これを踏まえて【全体の評価】を行う。
【観点別評価】3段階 優良：a 可：b 不可：c
【全体の評価】4段階 観点別評価が いずれもa：a(4点) aとb：b+(3点) いずれもb：b(2点)
上記以外：c(0点)

施設整備により社会との連携強化や社会課題の解決が期待できる場合に0.5点加算

- 本項目においては、①評価シート、②事業概要(A4のポンチ絵1枚)、③イノベーション・commonsの全体イメージ(A4のポンチ絵1枚)、④その根拠となる参考資料の資料4点を用いて評価を行う。

注 イノベーション・commons化に資する「外部パブリックスペース」については、各観点における「施設」や「建物」を「屋外環境」に読み替えること。

一般事業(附属病院以外の事業)

施設整備の必要性・緊急性

■記載すべき事項：

- 本事業で整備する施設建物における活動の概要及び活動主体
- 既存施設や借用施設における機能面の課題
- 上記の課題を踏まえた、本事業による整備の必要性及び緊急性
- **組織全体での保有面積の増を抑制する工夫**
 - ・既存施設や借用施設における機能面の課題と、その課題により活動が実施できない理由を、具体的かつ明確に記載すること。
 - ・既存施設の躯体や非構造部材の老朽度合い、危険度合いは「1. 安全安心な教育環境基盤の整備」において評価し、「2. 機能強化等への対応に関する評価」においては評価しない。

■別途添付すべき資料：

- 事業概要(A4のポンチ絵1枚)
【施設建物整備の場合】
以下の内容を記載すること。
 - ・本事業で整備する施設建物の団地における位置(ゾーニング等を踏まえた位置づけが示されたもの)
 - ・本事業で整備する施設建物の平面概略図(改修・増改築の場合は、比較のため整備前・整備後の図をいずれも付すこと)
 - ・整備規模(面積)、整備内容、建築的な工夫、スペースの効率化の工夫等の情報
【外部パブリックスペース整備の場合】
既存施設を含む他施設と有機的に連携した空間であることが分かるよう、以下の内容を記載すること。
 - ・本事業で整備する外部パブリックスペースの団地における位置(ゾーニング等を踏まえた位置づけが示されたもの)
 - ・本事業で整備する外部パブリックスペースの平面概略図
 - ・整備規模、整備内容、空間形成の工夫、スペースの有効活用等の情報

■この項目における評価の観点：

- 既存施設や借用施設では本事業で整備する施設における活動が実施できず、真に必要であること【**新增築：必須項目**】
- 本事業による整備が活動のために必要な整備であること
- **組織全体での保有面積の増を抑制する工夫があること【新增築：必須項目**】
- 本事業による整備が必要不可欠かつの緊急性が高いものであること
- 本事業による整備が大学等が目指すキャンパス全体のイノベーション・commons化に施設面から資するものであること

① 必要性・緊急性等

持続発展性

「持続発展性」と「大学のミッション・ビジョン等との関係」の位置を入れ替え

■記載すべき事項：

- 本事業で整備するされた施設における活動の中長期的な見通し(期待される成果を含む)
- 活動を支える枠組み(個別名称があれば記載)と「活動」により期待できる中長期的な成果
- 教育研究活動の中長期的な継続・発展のために実施する取組
- 本事業で整備する施設を中長期的に活用するための施設整備上の特徴・工夫(施設のフレキシブルな活用等)
- 本事業で整備する施設における活動の活性化・高度化や成果の創出を促進するための施設整備上の特徴・工夫
- (イノベーション・commonsを形成する「外部パブリックスペース」の場合)上記に加え、既存施設を含む他施設と有機的に連携した空間形成の特徴・工夫
 - ・本事業により整備される施設と施設における活動による成果の創出の関係を明示すること。
 - ・いずれの事項についても具体的に記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 本事業により整備する施設が中長期的に活用される見通しがあること
- 本事業により整備される施設により、当該施設における活動の活性化や高度化、成果の創出が期待できること

◆ 補足(留意事項等)

- 施設整備担当以外の者が読んでも内容を理解できるよう、専門的な用語や言い回しは極力避け、一般的に広く認識されている単語や名称を用いて、具体的に記載すること。
- 本票は2枚(両面1枚)以内で作成し、文字は10ptよりも小さくせず、行間は12ptよりも狭くしないこと。

「 I 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

大学のミッション・ビジョン等との関係

■記載すべき事項：

- **大学等のミッション（中期目標・中期計画、将来ビジョン等）や政府の政策等※の実現に対する、本事業で整備する建物における活動の必要性と本事業及び本事業で整備するされた施設における活動との関係**
- **キャンパス全体のイノベーション・コモンズの方針と本事業との関係**
- **文章の該当部分の引用等、上記必要性の具体的かつ明確な根拠**

・文書の該当部分の引用など明確な根拠を示すこと。

※第6次国立大学法人等施設整備5か年計画(令和8～12年度)策定に向けた中間まとめ(令和7年4月)及び中間まとめを踏まえて今後策定される予定の第6次国立大学法人等施設整備5か年計画。また、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)(中教審第255号)(令和7年2月)をはじめとする政府の高等教育政策や「科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月)をはじめとする科学技術・イノベーション政策に関する動向に留意するとともに、「国土強靱化基本計画」(令和5年7月)、今後策定される予定の地方創生2.0の「基本構想」をはじめとした政府全体の政策動向にも留意する。

■別途添付すべき資料：

- **イノベーション・コモンズの全体イメージ（A4ボンチ絵1枚）**
以下の内容を記載すること。
 - ・団地全体における、共創活動が行われるエリア等を含む、ゾーニング等の設定
 - ・本事業で整備する**施設建物**の位置（事業前後で位置の変更が生じる場合はそのことが分かるよう図示すること）
- **上記の根拠となる、組織として目指すイノベーション・コモンズを決定した文書や、実現までのロードマップ、キャンパス・マスタープラン等の抜粋**
 - ・既存の文書等で内容が合致するものがあれば、新規に文書等を策定する必要はない。
 - ・具体的な施設整備計画について記載のある資料を中心に添付すること。
 - ・必要と認められる内容であれば枚数は問わないが、必要な部分を抜粋する等可能な限り枚数を削減し、関連箇所印を付す等読みやすさに配慮すること。

■この項目における評価の観点：

- **本事業及び本事業で整備する施設における活動が、大学のミッション等の達成や社会的課題の解決に資するものであること**
 - **大学等が目指す「イノベーション・コモンズ」の内容が、キャンパス・マスタープランやロードマップに記載されているなど、組織として計画的なものであること。**
 - **大学等が目指す「イノベーション・コモンズ」の内容が、大学等のミッション委譲らして大きく乖離がないこと（個別の内容の適否については評価対象としない）**
 - **本事業が、キャンパス全体のイノベーション・コモンズの実装化に施設面から資するものであること**

② 社会等との関係 持続発展性等

地域社会等との関係連携

■記載すべき事項：

- **本事業及び本事業で整備する施設における活動と、政府の政策等※3や社会（地、海外の研究機関等）との関係（地方創生や地域防災、産業界とのイノベーション）** **加点はここで行うイメージ**

※3 第6次国立大学法人等施設整備5か年計画(令和8年3月)。また「国立大学法人等改革基本方針」(令和7年11月)をはじめとする政府の高等教育政策や「科学技術・イノベーション基本計画」(令和8年3月)をはじめとする科学技術・イノベーション政策に関する動向に留意するとともに、「国土強靱化基本計画」(令和5年7月)、今後策定される予定の「日本成長戦略」をはじめとした政府全体の政策動向にも留意する。

日本成長戦略の検討において示された戦略分野等（17の戦略分野及び分野横断的課題への対応のための8分野、参考資料参照）のうち、本事業（施設の機能強化）による活動の活性化や高度化、成果の創出と関連する戦略分野等があれば明記すること（複数の戦略分野等と関連する場合は、最も関係が深い（成長投資として最も直接的に貢献する等）戦略分野等を記載すること）

その際、当該戦略分野等に係る立地地域や社会全体からの期待・ニーズ、市場規模等のエビデンス（可能な限り定量的なもの）も記載すること。

- **上記の取組を支える施設整備上の特徴・工夫**
 - ・地域、自治体、産業界、海外の研究機関等との接点を記載するにあたっては協力相手先の個別名称や本事業で整備する施設における活動規模（本事業で整備する施設を利用する他機関の職員や海外研究者の人数等）を記載すること。
 - ・協定等がある場合にはその名称と内容を記載すること。
 - ・いずれの事項についても具体的かつ可能な限り定量的に記載すること。

■この項目における評価の観点：

- **本事業及び本事業で整備する施設における活動により、大学等と社会との連携強化や社会課題の解決が期待できること（特に、日本成長戦略における戦略分野等の活動に貢献するものであること）**
- **本事業が、社会との連携強化や社会課題の解決に施設面から資するものであること**

他のプロジェクトとの関係

■記載すべき事項：

- **本事業により整備する施設（ハード）及び当該施設における活動（ソフト）に関わる具体的なプロジェクト及び経費の名称、資金額、実施期間**
 - ・本事業により整備する施設（ハード）及び当該施設における活動（ソフト）に関わる、文部科学省、その他省庁、学内の経費（プロジェクト経費、研究費等）の採択実績や、応募している（応募を検討している）プロジェクトについて記載すること。
 - ・本事業により整備する施設（ハード）に関わるプロジェクトとしては、本事業による新増築等と一体で施設整備を行うプロジェクトを記載すること。
 - ・本事業によって整備する施設における活動（ソフト）に関わるプロジェクトとしては、競争的資金の採択により研究費が確保されているプロジェクトに限らず、申請を予定しているものや、支援期間終了後も別の財源により活動の継続を計画しているものも記載すること。なお、前者についてはこれまでの実績を踏まえた採択の見通し、後者については支援期間中の中間評価や事後評価について記載すること。
 - ・共創活動を行う地域、自治体や産業界などのパートナー等からの寄付金や施設利用料等についても同様に記載すること。
 - ・資金額、実施期間等については見込みも含めて記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 大学等における教育研究の活動であるソフトと、その活動の場となる施設等のハードが一体として検討されていること。
- 本事業及び本事業で整備する施設における活動に対し、イノベーション・コモンズとなるようなプロジェクト経費を準備していること。

「 I 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

◆「機能強化等への対応」(4.5点満点) 評価の仕組み

- 本項目では、①必要性・緊急性等、②社会等との関係持続発展性等の観点で各3段階の【観点別評価】を行い、これを踏まえて【全体の評価】を行う。
 【観点別評価】3段階 優良：a 可：b 不可：c
 【全体の評価】4段階 観点別評価が いずれもa：a(4点) aとb：b+(3点) いずれもb：b(2点) 上記以外：c(0点)

施設整備により社会との連携強化や社会課題の解決が期待できる場合に0.5点加点

- 本項目においては、①評価シート、②事業概要(A4のポンチ絵1枚)、③イノベーション・commonsの全体イメージ(A4のポンチ絵1枚)、④その根拠となる参考資料の資料4点を用いて評価を行う。

※イノベーション・commons化に資する「外部パブリックスペース」については、各観点における「施設」や「建物」を「屋外環境」に読み替えること。

附属病院の事業

施設整備の必要性・緊急性

■記載すべき事項：

- 本事業で整備する**建物施設**における診療等の活動の実態
- 既存施設や借用施設における機能面の課題
- 上記の課題を踏まえた、本事業による整備の必要性及び緊急性
 - ・既存施設や借用施設における機能面の課題と、その課題により活動が実施できない理由を、具体的かつ明確に記載すること。
 - ・既存施設の躯体や非構造部材の老朽度合い、危険度合いは「1. 安全安心な教育環境基盤の整備」において評価し、「2. 機能強化等への対応に関する評価」においては評価しない。

■別途添付すべき資料：

- 事業概要(A4のポンチ絵1枚)
 - 【建物施設整備の場合】
 - 以下の内容を記載すること。
 - ・本事業で整備する**建物施設**の団地における位置(ゾーニング等を踏まえた位置づけが示されたもの)
 - ・本事業で整備する**建物施設**の平面概略図(改修・増改築の場合は、比較のため整備前・整備後の図をいずれも付すこと)
 - ・整備規模(面積)、整備内容、建築的な工夫、スペースの効率化の工夫等の情報
 - 【外部パブリックスペース整備の場合】—
 - 既存施設を含む他施設と有機的に連携した空間であることが分かるよう、以下の内容を記載すること。—
 - 本事業で整備する外部パブリックスペースの団地における位置(ゾーニング等を踏まえた位置づけが示されたもの)—
 - 本事業で整備する外部パブリックスペースの平面概略図
 - 整備規模、整備内容、空間形成の工夫、スペースの有効活用等の情報

■この項目における評価の観点：

- 本事業で整備する**建物**における「活動」の**具体的内容を踏まえ、既存施設や借用施設では本事業で整備する施設における「活動」が実施できず、真に必要なでないこと【新増築・必須項目】**
- **組織全体での保有面積の増を抑制する工夫があること【新増築・必須項目】**
- 本事業による整備が「活動」のために必要な整備であること
- 本事業による整備の**が必要不可欠かつ緊急性が高いものであること**
- 本事業による整備が**大学等が目指すキャンパス全体のイノベーション・commons化に施設面から資するものであること**

① 必要性・緊急性

持続発展性

■記載すべき事項：

- 本事業で整備する**された施設**における「活動」を支える**枠組み(個別名称があれば記載)と「活動」により期待できる中長期的な見通し(期待される成果を含む)**
- **教育研究診療活動の中長期的な継続・発展のために実施する取組**
- 本事業で整備する**施設建物**を中長期的に活用するための**施設整備上の特徴・工夫(施設建物のフレキシブルな活用等)**
- 本事業で整備する**施設**における**活動の活性化・高度化や成果の創出を促進するための施設整備上の特徴・工夫**
- 将来において医療需要等が変化していくことを踏まえた**事業規模や施設機能の長期的な見通し**
- **(イノベーション・commonsを形成する「外部パブリックスペース」の場合)上記に加え、既存施設を含む他施設と有機的に連携した空間形成の特徴・工夫**
- 本事業による整備と「活動」による成果の創出の関係を明示すること。—
- ・本事業により整備する施設と施設における活動による成果の創出の関係を明示すること。
- ・教育研究診療活動については、本事業に関する事項の状況や期待できる成果等(例：病床数・個室率、入院患者数、外来患者数、手術件数、医師数、研修医数、治療件数の増加見込みなど)を合わせて記載すること。
- ・いずれの事項についても具体的に記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 本事業により「活動」の**活性化や高度化、成果の創出が期待できること**
- 本事業により整備する**される建物施設**が**中長期的に活用される見通しがあること**
- 本事業により整備する**される施設**により、**当該施設における活動の活性化や高度化、成果の創出が期待されること**

◆ 補足(留意事項等)

- 施設整備担当以外の者が読んでも内容を理解できるよう、専門的な用語や言い回しは極力避け、一般的に広く認知されている単語や名称を用いて、具体的に記載すること。
- 本票は2枚(両面1枚)以内で作成し、文字は10ptよりも小さくせず、行間は12ptよりも狭くしないこと。

「I 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

大学のミッション・ビジョン等と本事業の関係

■記載すべき事項：

- 大学等のミッション（中期目標・中期計画、将来ビジョン等）や**大学病院改革プラン等**や**政府の政策等**※の**実現に対する一と、本事業及び本事業で整備するされた施設する建物における「活動」との関係の必要性**
- **キャンパス全体のイノベーション・コモンズの方針と本事業との関係文書の該当部分の引用等、上記必要性の具体的かつ明確な根拠**
 - ・ 文書の該当部分の引用など明確な根拠を示すこと。※「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和8～12年度）策定に向けた中間まとめ」（令和7年4月）及び中間まとめを踏まえて今後策定される予定の第6次国立大学法人等施設整備5か年計画、「今後の医学教育の在り方に関する検討会」、「特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会」における議論の内容。また、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（中教審第255号）」（令和7年2月）をはじめとする政府の高等教育政策や「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月）をはじめとする科学技術・イノベーション政策に関する動向に留意するとともに、「国土強靱化基本計画」（令和5年7月）、今後策定される予定の地方創生2.0の「基本構想」をはじめとした政府全体の政策動向にも留意する。

■別途添付すべき資料：

- **イノベーション・コモンズの全体イメージ（A4ポンチ絵1枚）**
 - 以下の内容を記載すること。
 - ・ 団地全体における、共創活動が行われるエリア等を含む、ゾーニング等の設定
 - ・ 本事業で整備する**施設建物**の位置（事業前後で位置の変更が生じる場合は、そのことが分かるよう図示すること）
 - 上記の根拠となる、**組織として目指す「イノベーション・コモンズ」を決定した文書や、実現までのロードマップ、キャンパス・マスタープラン等の抜粋**
 - ・ 既存の文書等で内容が合致するものがあれば、新規に文書等を策定する必要はない。
 - ・ 具体的な施設整備計画について記載のある資料を中心に添付すること。
 - ・ 必要と認められる内容であれば枚数は問わないが、必要な部分を抜粋する等可能な限り枚数を削減し、関連箇所印を付す等読みやすさに配慮すること。

■この項目における評価の観点：

- **本事業及び本事業で整備する施設における「活動」が、大学のミッション等の達成や社会的課題の解決に資するものであること**
- **本事業が、キャンパス全体のイノベーション・コモンズの実装化や大学病院改革プラン等に施設面から資するものであること**
- **大学等が目指す「イノベーション・コモンズ」の内容が、キャンパス・マスタープランやロードマップに記載されているなど、組織として計画的なものであること**
- **大学等が目指す「イノベーション・コモンズ」の内容が、大学等のミッションに照らして大きく乖離がないこと（個別の内容の適否については評価対象としない）**

地域社会等との関係連携

■記載すべき事項：

- **本事業及び本事業で整備する施設における活動と、政府の政策等**※4や**社会との接点**（地域、自治体、産業界、他大学、海外の研究機関等）及び**新たな地域医療構想との関係を継続・発展させるための取組**（地方創生や地域防災、産業界とのイノベーション創出等）
 - ※4 第6次国立大学法人等施設整備5か年計画。また「国立大学法人等改革基本方針」（令和7年11月）をはじめとする政府の高等教育政策や「科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月）をはじめとする科学技術・イノベーション政策に関する動向に留意するとともに、「国土強靱化基本計画」（令和5年7月）、今後策定される予定の「日本成長戦略」をはじめとした政府全体の政策動向にも留意する。
 - 日本成長戦略の検討において示された戦略分野等（17の戦略分野及び分野横断的課題への対応のための8分野、参考資料参照）のうち、本事業による施設の機能強化が成長投資等につながるものが期待される戦略分野等を明記すること（複数の戦略分野等への貢献が想定される場合は、最も関係が深い戦略分野等を1つ記載すること）
 - その際、当該戦略分野等に係る立地地域や社会全体からの期待・ニーズ、市場規模等のエビデンス（可能な限り定量的なもの）も記載すること。
 - 「今後の医学教育の在り方に関する検討会第三次とりまとめ（令和7年7月同検討会決定）」、「大学病院改革ガイドライン（令和6年3月文部科学大臣決定）」、「新たな地域医療構想に関するとりまとめ（令和6年12月新たな地域医療構想等に関する検討会決定）」、「特定機能病院のあり方に関するとりまとめ（令和7年9月特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会決定）」、「医療DX」及び各都道府県が策定する「第8次医療計画」の内容等との関係があれば記載すること。
- **（本事業及び本事業で整備する施設における「活動」が、地方創生等の地域の課題解決への貢献を想定している場合）**
 - **本事業及び本事業で整備する施設における「活動」と地域、自治体等の活動との関係（地域、自治体等の方針への記載や協定等の締結の有無を含む）**
 - 今後の新たな感染症や災害等の不測の事態発生時において地域等から求められている当該附属病院の役割と本事業の関係
 - **上記の取組を支える施設整備上の特徴・工夫**
 - ・ 地域、自治体、産業界、海外の研究機関等との接点を記載するにあたっては協力相手先の個別名称や本事業で整備する施設における活動規模（本事業で整備する施設を利用する他機関の職員や海外研究者の人数等）を記載すること。
 - ・ 協定等がある場合にはその名称と内容を記載すること。
 - ・ いずれの事項についても具体的かつ可能な限り定量的に記載すること。

■この項目における評価の観点：

- **本事業及び本事業で整備する施設における活動の実施により、社会（地域、自治体、産業界、海外の研究機関等）との共創活動の活性化や、社会に貢献できる人材の育成等、大学等と社会との連携強化や社会課題の解決が期待されること（特に、日本成長戦略における戦略分野等の活動に貢献するものであること）**
- **（本事業及び本事業で整備する施設における「活動」が、地方創生等の地域の社会との連携強化、や社会課題の解決及び新たな地域医療構想に施設面から資するものであることへの貢献を想定している場合）**
 - **本事業及び本事業で整備する施設における「活動」が、地域、自治体等の活動と密に連携するものであること（地域、自治体等の方針への記載や協定の締結の有無を含む）**

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

他のプロジェクトとの関係

■記載すべき事項：

- **本事業により整備する施設（ハード）及び当該施設における活動（ソフト）に関わる具体的なプロジェクト及び経費の名称、資金額、実施期間**
 - ・本事業により整備する施設（ハード）及び本事業により整備する施設における活動（ソフト）に関わる、文部科学省（**大学病院機能強化推進事業等**）、その他省庁（**厚生労働省の地域医療介護総合確保基金等**）、自治体、学内の経費（プロジェクト経費、研究費等）の採択実績や、応募している（応募を検討している）プロジェクトについて記載すること。
 - ・本事業により整備する施設（ハード）に関わるプロジェクトとしては、**本事業による新增築等と一体で施設整備を行うプロジェクト**を記載すること。
 - ・本事業によって整備する施設における活動（ソフト）に関わるプロジェクトとしては、競争的資金の採択により研究費が確保されているプロジェクトに限らず、申請を予定しているものや、支援期間終了後も別の財源により活動の継続を計画しているものも記載すること。なお、前者についてはこれまでの実績を踏まえた採択の見通し、後者については支援期間中の中間評価や事後評価について記載すること。
 - ・共創活動を行う地域、自治体や産業界などのパートナー等からの寄付金や施設利用料等についても同様に記載すること。
 - ・**資金額、実施期間等については見込みも含めて記載すること。**

■この項目における評価の観点：

- 大学等における**教育研究診療の活動である「ソフト」と、その活動の場となる施設等の「ハード」**が一体として検討されていること。
- **本事業及び本事業で整備する施設における「活動」**に対し、「**イノベーション・commons**」となるようなプロジェクト経費を準備していること。

「Ⅱ 全体評価」の考え方

1. 多様な財源による整備状況 [O, × (2段階評価)]

[評価の視点 (×となる事案)]

- ・ 過去5-3年間に多様な財源※5による施設整備の実績がない場合※2

※5 本評価における多様な財源とは、文部科学省（文教施設企画・防災部 計画課）及び大学改革支援・学位授与機構が国立大学法人等に対して交付又は貸付を行う施設整備費補助金・施設費交付事業・施設費貸付事業（財政融資資金）を除く財源のことをいう。

注 評価の対象ではないが、過去3年間の多様な財源による施設整備の状況を確認する。（改修事業、基幹・環境整備、屋外環境整備、設備整備）

2. 適正な事業執行 [O, × (2段階評価)]

[評価の視点 (×となる事案)]

- ・ 補助事業において多大な損失をもたらした場合※+6
- ・ 補助事業において会計検査院から不当事項と報告された場合※+6
- ・ 補助事業の遂行が困難となり中止又は廃止した場合※+6
(附属病院の経営上の理由により再開発事業の遂行が困難になった場合を除く)
- ・ 補助事業において顛末書を提出した場合
(過去3年間に2回提出又は直近1年間の顛末書※+6で当該事業が繰越※+27の何れかに該当)

3. 施設に係る法令等の遵守 [O, × (2段階評価)]

[評価の視点 (×となる事案)]

- ・ 建築基準法第12条第1項に基づく定期報告の実施義務がある施設について、定期報告を過去3年間（令和4-5年度～令和6-7年度）※+38に実施していない場合
- ・ 消防法第17条の3の3に基づき、消防用設備等について、点検結果の報告を過去3年間（令和4-5年度～令和6-7年度）※+38に実施していない場合
- ・ 施設に係る入札又は契約において不適切な手続きを行い、適正化について指導等を受けた場合※+6
- ・ 上記以外の施設に係る法令等への違反により、学生等の安全に影響を及ぼす、または、及ぼし兼ねない事案が判明した場合※+6

※+6 原則、昨年の7月から今年の6月末までに判明したもの。

※+27 翌債繰越（補正等を除く）、明許繰越（国債最終年度内に完了したものを除く）、事故繰となったもの。

※+38 原則、3年に1度の報告義務があるため。



上記の1～3に1つでも×がある場合、個別評価の点数より1点減点

成長戦略の検討体制

日本成長戦略会議

経済財政諮問会議

連携

17の戦略分野における官民連携での危機管理投資・成長投資の促進

新設 戦略分野分科会 1月～

(分科会長：副長官(衆)、分科会長代理：副長官補(内政)、関係省庁局長級)

分野横断的課題への対応

①【新技術立国・競争力強化】
◎経産大臣
・関係省庁(内閣府(科技)、文科)
産業構造審議会
経済産業政策新機軸部会等
1月～
・有識者13名

②【人材育成】
◎文科大臣
・関係省庁(内閣府(科技)、総務、厚労、経産) ・有識者4名+テーマごとに2名
新設 人材育成分科会
1月～

③【スタートアップ】
◎スタートアップ大臣、内閣府副大臣、内閣府政務官(スタートアップ・金融)、経産副大臣
・関係省庁(内閣官房(GSC産)、内閣府(科技、規制)、金融、デジタル、総務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境、防衛)
新設 スタートアップ政策推進分科会
1月～
・有識者10名

④【金融】
◎金融大臣、副長官(衆) 資産運用立国推進分科会
・関係省庁(金融、総務、法務、財務、文科、厚労、経産)
新設 新戦略策定のための
1月～
・有識者10名

⑤【労働市場改革】
◎厚労大臣
・関係省庁(内閣官房(成長戦略)、内閣府(規制)、経産省、国交省、文科省)
新設 労働市場改革分科会
1月～
・有識者11名

⑥【家事等の負担軽減】
◎日本成長戦略大臣
副長官補(内政)、関係省庁(内閣官房(成長戦略)、こ家、厚労、経産)
こども家庭審議会子ども、子育て支援分科会、労働政策審議会人材開発分科会、労働政策審議会雇用環境、均等分科会等でも議論
新設 家事等の負担軽減に関する関係府省連絡会議
1月～

⑦【賃上げ環境整備】
◎賃上げ環境整備大臣
再編 賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するWG
(副長官(参)ハット、内閣官房副長官補(内政)、内閣官房(補室(審議官級)、成長戦略、地域未来)、警察、金融、総務、財務、国税、文科、厚労、農水、経産、中企、国交、理研)
中小企業政策審議会、労働政策審議会でも議論
政労使の意見交換
11月～

⑧【サイバーセキュリティ】
◎サイバー安全保障大臣(出席)
・関係省庁(内閣府(サイバー)、警察、総務、文科、経産、防衛) ・有識者18名
サイバーセキュリティ推進専門家会議
2月～

⑩ 防災・国土強靱化 ◎国土強靱化大臣(出席)
防災大臣(出席)
国土強靱化推進会議
・関係省庁(内閣府(防災)、総務、厚労、工、国交)
2月～
・有識者19名

⑪ 創薬・先端医療 ◎科技政策大臣 ◎デジタル大臣
・関係省庁(文科、厚労、経産、(I)IT(情報政策))
新設 創薬・先端医療WG
1月～
・有識者10名

⑫ フェージョンエネルギー ◎科技政策大臣
・関係省庁(文科、経産、規制(原子力))
新設 フェージョンエネルギーWG
1月～
・有識者7名

⑬ マテリアル(重要鉱物)部素材 ◎経産大臣(出席)
産業構造審議会 製造産業分科会 ◎経産大臣(出席)
・関係省庁(内閣府(科技)、外務、文科、環境)
2月～
・有識者15名

⑭ 港湾ロジステイクス ◎国交大臣
新設 港湾ロジステイクスWG
・関係省庁(サイバー-統括室、財務、経産)
1月～
・有識者9名

⑮ 防衛産業 ◎経産大臣 ◎防衛大臣
新設 防衛産業WG
1月～
・関係省庁(NSS(審議官級))
・有識者18名

⑯ 情報通信 ◎総務大臣
新設 情報通信成長戦略官民協議会
1月～
・関係省庁(経産、防衛)
・有識者12名

⑰ 海洋 ◎海洋政策大臣
新設 海洋WG
・関係省庁(NSS、内閣府(科技、宇宙)、外務、文科、水産、経産、国交、海保、環境、防衛)
1月～
・有識者10名

① AI・半導体 ◎経産大臣
新設 AI・半導体WG
・関係省庁(NSS、警察、金融、デジタル、総務、外務、文科、厚労、農水、国交、環境、防衛)
1月～
・有識者9名

② 造船 ◎国交大臣 ◎経済安全保障大臣
新設 造船WG
・関係省庁(NSS、内閣府(科技)、入管、外務、文科、経産、環境、装備)
1月～
・有識者7名

③ 量子 ◎科技政策大臣
新設 量子WG
・関係省庁(総務(政務)、外務、文科、経産、経産(政務)、防衛)
1月～
・有識者7名

④ 合成生物学・バイオ ◎経産大臣
新設 合成生物学・バイオWG
・関係省庁(内閣府(科技、健康医療)、文科、厚労、農水、国交)
1月～
・有識者12名

⑤ 航空・宇宙 ◎経済安全保障大臣
新設 航空・宇宙WG
・関係省庁(内閣府(宇宙)、総務、文科、経産、国交、防衛)
1月～
・有識者10名

⑥ デジタル・サイバーセキュリティ ◎経産大臣
新設 デジタル・サイバーセキュリティWG
・関係省庁(総務、文科、厚労)
1月～
・有識者11名

⑦ コンテンツ ◎CI戦略大臣
新設 コンテンツ産業官民協議会
・関係省庁(公取(審議官級)、総務、外務、文科、経産)
1月～
・有識者15名

⑧ フードテック ◎農水大臣
新設 フードテックWG
・関係省庁(経産)
12月～
・有識者7名

⑨ 資源・エネルギー安全保障・GX ◎経産大臣(出席)
GX実現に向けた専門家WG
・関係省庁(外務、財務、経産、環境)
1月～
・有識者7名

◎：責任大臣 ※時期は目途。今後、変更の可能性あり。

※対応者の記載がないものは原則局長級